

## 第三次久留米市環境基本計画（案）に対する 意見募集（パブリック・コメント）の結果について

令和2年11月4日（火曜日）から令和2年12月4日（金曜日）までの期間で第三次久留米市環境基本計画（案）についての意見募集（パブリック・コメント）を実施し、市民の皆様からのご意見を募集しておりましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたのでご報告いたします。

なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しています。

### 1 意見件数

2 団体・22 件

### 2 提出方法

方法	人数・団体	件数
電子メール	2 団体	22 件

### 3 意見の内訳

区 分	件数
第1章 計画の基本的事項	3
第2章 久留米市がめざす環境像	3
第3章 施策の方向と成果指標	9
第4章 計画の推進体制と進行管理	1
計画全般に関すること	6
合 計	22

### 4 意見の概要と意見への対応

別紙のとおり

別紙 意見の概要と意見への対応

第1章

No	区分	ページ	意見の概要	意見への対応
1	団体 ①	P1	本計画の策定の経緯についての記述を挿入すべきではないか。  (理由) 久留米市がどのような理念をもって環境先進都市づくりを実践してきたのか、そしてどのように未来に引き継ごうとしているのかを示すため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり、本文に追加記載します。  【環境の保全及び創造に関する基本理念】 久留米市は、市、市民、事業者のすべてのものの協働による循環を基調とする社会の形成により、自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米を実現していくことを決意した久留米市環境基本条例（以下「環境基本条例」という）を定めています。  (環境基本条例) 第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。 2 良好な環境の保全及び創造は、自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として、すべてのものの公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。 3 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。
2	団体 ②	P3	【これまでの取り組みの成果と課題】 (1) 取り組みの成果 (成果指標の状況) 「低炭素社会の構築」の成果指標について、最終の目標値及びそれに対し、現状がどの段階にあるか記載してほしい。  (理由) ゼロカーボンに向けた久留米市の目標値を示してもらうことで、取組状況が理解しやすくなる。	現計画の温室効果ガス排出量の長期目標「2050年度 80%削減」を表に追加記載します。 なお、実績については、把握できる最新年度（2016年度）を記載しています。 また、新計画では、温室効果ガス排出量の目標を「2030年度に2013年度比26%削減」とし、さらに2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。
3	団体 ②	P3	「電気料金などのエネルギー代金の市外流出」に説明を記載してほしい。  (理由) なぜ市外流出ととらえるか、また、どんなエネルギーを指しているのかがわからない。	ご意見を踏まえ、以下のとおり、注釈を追加記載します。  環境省 地域経済循環分析2015によると、市内総生産（9,664億円）のうち、約4.7%（454億円）がエネルギー（電気・石油・天然ガスなど）代金として市外事業者等に流出しています。

第2章

4	団体 ②	P6	(1) めざす環境像 「久留米市環境基本条例に示された基本理念をめざし」とあるので、基本理念を記載してほしい。  (理由) 久留米市環境基本条例について市民認知度は低いと思われるため。	ご意見を踏まえ、本計画の基本理念については、「第1章第1節 計画策定の背景」に追加記載します。
---	---------	----	--	---

5	団体 ①	P6	<p>(1) めざす環境像 「自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米」の「自然」を「水と緑(森)」に変更したほうが、市民は環境像を身近に感じられるのではないか。</p> <p>(理由) 「自然と人間とが共生し」というフレーズに久留米らしさを感じられない。また、久留米市は「水と緑の人間都市」を基本理念としている。</p>	<p>環境基本条例で示す基本理念の実現を、めざす環境像としております。「自然」には、「水と緑」をはじめ多様な生態系などを含めるものと解釈しており、表現については原文のままとします。</p> <p>なお、本計画の基本理念については、「第1章第1節 計画策定の背景」に追加記載します。</p>
6	団体 ②	P6	<p>「自然と人間との共生」の2つ目の説明「清潔感にあふれた生活環境の中で快適に暮らしている」を「豊かな自然環境の中で、自然と共生しながらの暮らしをする」に修正してほしい。</p> <p>(理由) 自然と共生して暮らすということは、「清潔感にあふれた」や「快適」という言葉では表現できないような環境で暮らすということではないかと思われる。</p>	<p>自然と共生しながら暮らすという表現については、「自然と人間との共生」の説明の第1項に含めています。「清潔感にあふれた」という表現につきましては、ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) ・清潔感にあふれた生活環境の中で快適に暮らしている</p> <p>(修正後) ・恵み豊かな環境を保全しながら健康で文化的かつ快適な生活環境が確保されている</p> <p>なお、あわせて「第1章第2節 基本目標」の表現も修正します。</p> <p>(修正前) 清潔感にあふれた生活環境の保全に努めていく必要があります。</p> <p>(修正後) 快適な生活環境の保全に努めていく必要があります。</p>

### 第3章第1節

7	団体 ②	P9	<p>(1) 施策の方向 1. 再生可能エネルギーの利用及び蓄エネの普及</p> <p>「太陽光をはじめとする<u>小水力やバイオマスなどの再生可能エネルギー</u>」と下線部を追加修正</p> <p>(理由) 久留米市は豊かな筑後川や耳納連山を有しているため、それらとの関わりがある再生可能エネルギーを位置づけて欲しい。</p>	<p>ご意見の再生可能エネルギーについて推進していきますが、久留米市は、太陽光の導入ポテンシャルが高いため「太陽光をはじめとする」と記載しています。表現については原文のままとします。</p>
8	団体 ②	P10	<p>(1) 施策の方向 3. 環境負荷が小さい都市への転換</p> <p>「老朽化施設や被災建築物からのアスベスト対策」について項立て。</p> <p>(理由) アスベストを含む建築物の解体が今後大幅に増加すると考えられる。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、「第3章第4節 快適な生活環境の保全(1) 施策の方向 1.健康で安全な生活環境の保全」第1項に記載の「大気汚染」に含んでおります。表現については原文のままとします。</p>
9	団体 ①	P10	<p>(1) 施策の方向 3. 環境負荷が小さい都市への転換</p> <p>次の3つの都市づくりの方向性を記述すべきではないか。</p> <p>①コンパクトな都市 総合計画・都市計画でも示されているようにコンパクトな都市を目指す意思を示すべき。</p> <p>②公共交通など、マイカー以外の移動手段の充実 ライドシェアや公共交通の充実を図ることを記載すべき。世界的に急速に進展している「モビリティ革命(MaaSなど)」がスムーズに導入できる都市となるためにも多様な移動手段を整備しておくことが重要である。</p> <p>③「ZEB」だけでなく、パッシブハウスなど炭素排出ゼロないし低排出住宅の普及促進を図ることなど、具体的に記載すべき。</p>	<p>ご意見についての対応は、以下のとおりです。</p> <p>①②コンパクトな都市づくりに向けた環境面での対応としましては、公共交通網の維持や利用促進などが重要と認識しており、このような記載としています。表現については原文のままとします。</p> <p>③国の計画を踏まえ、市の取り組みとして当面は、ZEH・ZEBの普及を中心に進めていきます。表現については、「ZEHやZEBなど省エネ性能の高い建築物の普及を促進し」としており、原文のままとします。</p>

第3章第3節

10	団体 ②	P15	<p>(1) 施策の方向 2. 自然環境の持続可能な利用</p> <p>「次世代を担う～取り組みます。」のあとに、「そのために、自然環境保全の取り組みを、地域ぐるみで行うとともに全市民に参加を呼びかけます。」を追加修正。</p> <p>(理由) 高齢化等のために保全活動が困難になる地域が出てくることも考慮し、広報紙などで全市民に参加を呼び掛けることも大切と考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本文を以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) 「生物多様性の保全に向けては、自然との触れ合いや保全活動に参加する機会等を通じて、生物多様性の理解を深め、保全意識の浸透を図り、市民や事業者等と多様な生きものが生息・生育できる環境づくりに取り組んでいくことが必要です。」</p> <p>(修正後) 「生物多様性の保全に向けては、生物多様性の理解を深め、保全意識の浸透を図り、多様な生きものが生息・生育できる環境や地域づくりに取り組んでいくことが必要です。そのため、市民・事業者等の自主的な保全活動の促進を図るとともに、自然との触れ合い・保全活動に参加する機会を創ることが重要です。」</p>
11	団体 ②	P15	<p>(1) 施策の方向 2. 自然環境の持続可能な利用</p> <p>「自然の持つ多様な機能を生かした自然災害に対する強靱性を高め、人にやさしい防災・減災のまちづくりを進めます。」を追加。</p> <p>(理由) SDGsのターゲットと関連し、第3節の表現に対応する項目を施策の方向に盛り込んで欲しい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) 「持続可能な森林整備や農業が持つ多面的機能を維持・発揮し、水源の涵養、良好な自然環境の形成等の利益を市民が享受できる取り組みを進めます。」</p> <p>(修正後) 「農地や森林等の自然環境が有する多様な機能（生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気候変動の緩和、水源の涵養等）の活用や、防災・減災機能が発揮されるよう生態系の持続的な管理、保全と再生に取り組めます。」</p>

第3章第4節

12	団体 ②	P18	<p>「しかし、ごみのポイ捨てや電化製品の不法投棄、プラスチックごみの～」と下線部を追加修正。</p> <p>(理由) 事業者による不法投棄は減少したが、家庭ごみの投棄が減らない現状がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり、本文に追加記載します。</p> <p>「しかし、ごみのポイ捨てや不法投棄、プラスチックごみの河川流出の防止など」</p>
13	団体 ②	P19	<p>(1) 施策の方向 2. みどり豊かで美しい都市環境の形成</p> <p>「山の保全管理を行い、森林の環境を整えたり災害を防いだりすることに取り組めます。」を追加。</p> <p>(理由) 山の荒れた状態が豪雨災害などを甚大にしていると言われ、災害を未然に防ぐ緑豊かな森林の整備が重要である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「第3章第3節 自然共生社会の構築 (1) 施策の方向 2. 自然環境の持続可能な利用」第1項を以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) 「持続可能な森林整備や農業が持つ多面的機能を維持・発揮し、水源の涵養、良好な自然環境の形成等の利益を市民が享受できる取り組みを進めます。」</p> <p>(修正後) 「農地や森林等の自然環境が有する多様な機能（生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気候変動の緩和、水源の涵養等）の活用や、防災・減災機能が発揮されるよう生態系の持続的な管理、保全と再生に取り組めます。」</p>

14	団体 ②	P19	<p>(1) 施策の方向 2.みどり豊かで美しい都市環境の形成</p> <p>「中心市街地に公園を増やし、その緑化や憩える場所としての機能を計画的に進めます。」を追加。</p> <p>(理由) 交通の便がいい中心市街地に高齢者が移り住むことを考慮し、公園を確保してほしい。空き家を整理した跡地を公園として整備することも検討してほしい。</p>	ご意見の趣旨につきましては、「第3章第4節 快適な生活環境の保全 (1) 施策の方向 2.みどり豊かで美しい都市環境の形成」第2項に記載の「市街地緑化の推進」に含んでおります。表現については原文のままとします。
15	団体 ②	P19	<p>(1) 施策の方向 2. みどり豊かで美しい都市環境の形成</p> <p>「水環境の保全として、北野町・御井町・高良内町・国分町・合川町などの湧水地区を調査し、その保全を図ります。」を追加。</p> <p>(理由) 現在でも残る湧水地区の保全を図ってほしい。</p>	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

#### 第4章

16	団体 ②	P27	PDCAサイクルについては図などで説明してほしい。	ご意見のとおり、図を使って説明します。
----	---------	-----	---------------------------	---------------------

#### 全体

17	団体 ①	-	地域電力を推進し、近くでエネルギーを得られるような仕組みづくりが必要である。	重点テーマに記載のとおり、エネルギーが地域で循環する地産地消モデルの構築に取り組む方向です。
18	団体 ①	-	二酸化炭素を吸収し、酸素を排出する植物を愛でる、育てる、育むことを推進してほしい。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
19	団体 ①	-	中心市街地に人の流れを作り、公共交通と住宅環境と人・物の流れがまるで回遊するようなまちづくりを模索してください。	ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
20	団体 ②	-	SDGsの概略を資料として掲載してほしい。  (理由) 市民に浸透させるには具体的な説明が必要である。	ご意見を踏まえ、参考資料として掲載します。
21	団体 ②	-	全体的に外来語・カタカナ語が多様している印象を受ける。極力日本語で表現するか、注釈をしてほしい。  (理由) 一般化していない語句については市民の共通理解が図りにくい面がある。	ご意見を踏まえ、参考資料として用語解説を掲載します。
22	団体 ②	-	「主体」という言葉を多用されているが、「人や個人や団体、個々人」といった言葉のほうが、自分のこととして受け止めやすいと考える。  (理由) 「主体的や主体性」という言葉は一般的であるが、個人や団体を主体と表現することは少ない。	市民・市民団体・事業者などさまざまな個人・団体を指す言葉としており、表現については原文のままとします。